

神奈川県立相模原公園アーカイブスへの寄贈に関する要件

寄贈を希望される方は、本要件を確認の上、「資料寄贈申込書」をご提出ください。
資料を確認後、「資料寄贈受入書」を発行した時点で寄贈受入が終了します。

1. 図書、雑誌、写真等の寄贈資料は、神奈川県立相模原公園（以下、公園という）のアーカイブス業務に必要と認められる資料について受け入れさせていただきます。
2. 既に所蔵している資料と重複する場合や、当アーカイブスの目的にそぐわないものにつきましては、寄贈をお断りすることもあります。
3. 寄贈頂いた資料は当公園の所有となります。
4. アーカイブスでは湿度管理及び燻蒸等の防虫・防カビ管理は行っておりません。そのため、資料の永久保存はできませんのでご了承ください。
5. 貴重な資料は閉架書庫に保管し、公開できる図書や雑誌等は、利用者が自由に閲覧できる開架書庫「みどりの図書室」に配架します。但し、書棚に限りがありますので、必ず配架できない場合もあります。
6. 経年劣化したものは、寄贈者の許可を得ることなく、破棄処分させていただきます。また、諸事情によりアーカイブスを閉鎖さざるを得ない状況となった場合、他の公的施設で受け入れ得られないものは、破棄処分とさせていただきます。
7. 他の公的施設から貸出依頼があった場合は、寄贈者の許可を得ることなく、貸出を行います。
8. 寄贈に係る送料は寄贈者の負担とさせていただきます。
9. 寄贈写真について
 - ・ 撮影者に著作権があるものに限ります。写真に人物が写っている場合には、肖像権の問題が解決しているものしか受け入れません。
 - ・ 写真には、出来るだけ撮影年月日・撮影場所の明記をお願いいたします。
 - ・ 受け入れた写真の著作権は、そのまま寄贈者にあるものとします。展示・資料等での使用の際は、著作権が寄贈者にあるため、撮影者名を明記いたします。
10. 上記は、個人、団体等を対象とした寄贈であり、公的機関から寄贈については該当しません。

